

児童指導員として配置できる者

児童指導員は、次の1～10のいずれかに該当する者でなければなりません。

1	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
2	社会福祉士の資格を有する者
3	精神保健福祉士の資格を有する者
4	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
5	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

児童指導員として配置できる者

児童指導員は、次の1～10のいずれかに該当する者でなければなりません。

6	学校教育法の規定による大学院において、 社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻 する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
7	外国の大学において、 社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学 を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、 二年以上児童福祉事業に従事したもの
9	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の 教諭の免許状を有する者 であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
10	三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの